

令和元年度第6回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

令和2年（2020年）2月21日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所

熊本テルサ1階 テルサルーム

3 出席者

（1）熊本県環境影響評価審査会

飯野委員、大石委員、太田委員、奥村委員、小林委員、坂梨委員、松田委員、森委員、柳瀬委員（15人中9人出席）

（2）事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

葉山課長、廣畑審議員、中山課長補佐、前田主任技師、竹崎主事

（3）事業者等

株式会社エネ・ビジョン、いであ株式会社、株式会社 IHI プラント 計6人

（5）傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

「（仮称）くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業環境影響評価準備書」に係る審査会意見の形成について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、資料2に基づき、（仮称）くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業環境影響評価準備書に係る審査会意見（事務局案）について説明した。その後、事業者が事業者見解の回答にあたり作成した資料について説明した。

主な質疑の概要

会長

ただいまの事業者による説明に関して質疑を行う。意見や質問がある方は挙手の上、発言をお願いします。

委員

事業者見解資料の4ページ、表8.2-12の騒音レベルについて、22～25番の音が追加ということで、フォークリフト稼働音とトレーラ

一走行音があるが、現実的には定常的に 2 台ずつ稼働するのか。また、この計算は全て、稼働時間フルということか。それとも 8 時間とか 6 時間の設定か。

事業者等

22 番のコンテナ積み下ろし音については、フォークリフトを使ってコンテナを置いたり上げたりするもの。23 番のフォークリフトの稼働音は、場内を動き回る音と仮定しているのので、フォークリフトについては、22 番と 23 番で合計 4 台が同時稼働するという前提で、実際にはこれらの音が全部するかというと、そうでない時間帯もあると思う。計算上は、時間の概念は除いて、全部が同時に稼働したときということで、安全側に計算した結果である。

会長

他に事業者の資料に関する質問はないか。
なければ、先に進みたいと思う。

会長

各意見について、分野ごとに確認していきたいと思う。
通し番号 1 番の意見は指導・要望事項になっているが、これに関して意見はないか。

委員

このままでよい。

会長

それでは、1 番は審査会意見としては事務局案のとおりとする。
次の 2 番について、委員、意見はないか。

委員

これでよい。

会長

それでは、留意事項ということとする。
続いて、3 番と 4 番をまとめて、意見提出のあった欠席の委員からは了承を得ているということで、本日出席の委員はいかがか。

委員

県産材を使ってもらいたいと発言したが、科学的な根拠に基づいた意見として上げなければならないということであれば、燃料を運搬する際の二酸化炭素排出量の削減という文言についてはしょうがないと思う。しかし、実際問題として、熱帯雨林やマングローブ林等が伐採される状況を踏まえ、熊本県産材をもっと使ってもらいたいというのが本音である。意見についてはよしとする。

会長

ただいまの委員意見に付随して何かあるか。

委員

建設廃材のチップを燃料として使用するか。

事業者等	予定はない。
委員	使ってもらいたいと思う。
会長	今の発言は、要望ということでお願いする。 では、3、4番に関しては、事務局案で了承ということで進める。 続いて、通し番号5番について、委員いかがか。
委員	大丈夫である。
会長	事務局案で了承ということで進める。 6番について委員いかがか。
委員	大丈夫である。
会長	続いて7番。先ほど事業者から説明があったが、委員いかがか。
委員	意見なしで結構である。
会長	事務局案で了承ということで進める。 続いて8番、委員いかがか。
委員	燃料投入は建物内なので多分問題はないと思う。意見事項でよい。
会長	ではこの案で進める。 続いて騒音関係の9番及び10番については、委員は欠席であるが 了承を得られているということで、これで進める。 次の11番について、委員いかがか。
委員	これは先ほど説明してもらい、わかった。意見事項でよい。
会長	これで進める。 続いて12番の水環境の意見について、委員いかがか。
委員	事務局案でよい。
会長	続いて13番について、いかがか。
委員	事務局案でよい。
会長	それでは、12番、13番は事務局案で進める。 続いて14番、この方向性で問題ない。 続いて15番の植物に関する意見についても了承いただいているた

め、次に進める。

続いて16番に関して、委員いかがか。

委員

指導・要望事項でよい。

会長

これで了承ということで進めさせていただく。

続いて廃棄物関係の17番について委員いかがか。

委員

留意事項で構わないが、路盤材で使用するということであれば、当然行政の許可が必要になると思うので、行政側と密にやりとりをお願いしたい。

会長

よろしく願います。

続いて、18番と19番については意見なしということだが、これについては説明も十分なされており、これで進めていきたい。

会長

多少の意見はあったが、提出する案としては、このままの形で審査会意見としてまとめたいと思うがよろしいか。

本案件については事務局案のとおり承認いただくということで審議は以上であるが、委員、何かあるか。

委員

環境アセスには関係ないが、地形・地質の観点から言うと、活断層が南東10kmにあるから大丈夫というように書いてあるが、日奈久断層は切迫しているという研究者もいるので、場所が埋立地ということもあり、建設していくときは、十分その辺を配慮してやってもらいたい。

益城町を中心とした熊本地震が起こった時、熊本新港ではひどい地盤沈下や液状化が起こり、かなりの施設が被害を受けたが、益城町から直線距離で10km程度であった。日奈久の南側が動けば八代はかなり厳しい状況になると想定されており、事業予定地は埋立地の一番外側に近い場所なので、建設に当たっては十分に留意してもらいたい。

会長

他に意見はないか。

ないようであれば、審議を終了する。

※配付資料

- (1) **資料1** 令和元年度第6回熊本県環境影響評価審査会 次第
- (2) **資料2** 株式会社エネ・ビジョン「(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業環境影響評価準備書」に係る審査会意見(事務局案)について
- (3) 「(仮称)くまもと森林発電八代バイオマス発電所建設事業環境影響評価準備書」に対する環境影響評価審査会意見事項等【事業者見解】(事業者資料)